

電話での職業相談・紹介について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ハローワークでは、**当面の間、電話での職業相談・職業紹介も受け付けています。**

- ※ 相談中など直ちにに対応できない場合もありますので、ご了承願います。
- ※ 雇用保険の受給手続きについては、ハローワークへの来所が必要となります。
- ※ **ハローワーク求人へ応募される場合**、紹介状を交付するためハローワークへの**登録(求職申込み)**が必要となります。

**【お問い合わせ先】ハローワーク士別
電話：0165-23-3138**

ハローワークへの登録（求職申込手続き）がお済みでない方へ

ハローワーク求人へ応募される場合、紹介状を交付するためハローワークへの**登録(求職申込み)**が必要となります。

当面の間の措置（ハローワークへの来所以外の登録方法）

1 郵送での登録

当面の間、記入した「**求職申込書**」をハローワークへ**郵送いただくことにより、申し込み手続きを行うことができます。**

2 インターネットでの登録

ハローワークインターネットサービスを通じて求職申込みを行う場合、マイページからの仮登録後14日以内に来所いただく必要がありますが、当面の間、**仮登録完了後14日以内にハローワークにお電話いただくことにより来所いただかなくとも求職申込み手続きを行うこともできます。**

※上記どちらの方法でもハローワークから電話にて申込み内容の確認等を行いますので、電話番号の記入（入力）漏れ・間違いがないようお願いします。

申込様式はこちらからダウンロードできます

